

## 千歳市子ども・子育て会議条例

### (設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、市長の附属機関として、千歳市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

### (組織)

第2条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。ただし、市長が必要があると認めるときは、特別の事項を調査審議させるため、子育て会議に臨時の委員を置くことができる。

2 委員及び臨時の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (4) その他市長が必要と認める者

### (任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

4 臨時の委員の任期は、当該事項の調査審議が終了したときまでとする。

### (会長及び副会長)

第4条 子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (専門部会)

第5条 専門的な事項を調査審議するため必要があるときは、子育て会議に専門部会を置くことができる。

### (委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。